

消防危第 175 号  
令和 7 年 7 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長  
( 公 印 省 略 )

令和 6 年中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故の発生  
状況について

今般、「圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故状況の調査について」(令和 7 年 3 月 3 日付け消防危第 37 号)により依頼した消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 9 条の 3 の規定する圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故の発生状況について、別添のとおり取りまとめましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知するようお願いいたします。

連絡先	消防庁危険物保安室 羽田野、馬場、笹壁
電 話	03-5253-7524(直通)

別添

令和6年中の圧縮アセチレンガス等の  
消防活動阻害物質に係る事故の発生状況

令和7年7月  
消防庁危険物保安室

## 令和6年中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故の概要

### ○圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質とは

消防法（昭和23年法律第186号）第9条の3の規定に基づき、消防機関への届出を要する圧縮アセチレンガス等の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質として政令で指定されているもの（以下「圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質」という。）をいう。指定されている物質及び数量は次のとおり。

1	圧縮アセチレンガス	40キログラム以上
2	無水硫酸	200キログラム以上
3	液化石油ガス	300キログラム以上
4	生石灰：（酸化カルシウム80%以上を含有）	500キログラム以上
5	政令別表第1で定める毒物	総務省令で定める数量
	（例：シアン水素	30キログラム以上
	水銀	30キログラム以上
	ひ素	30キログラム以上）
6	政令別表第2で定める劇物	総務省令で定める数量
	（例：アンモニア	200キログラム以上
	塩化水素	200キログラム以上）

### 1 事故の発生状況

消防法第9条の3の規定に基づき消防機関に届出を要する圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る火災、漏えい、その他の事故で、消防が覚知したもののうち、令和6年中に発生したものの件数及び人的被害は、第1表のとおりであり、事故件数は47件（前年66件）で、人的被害は死者1人（前年1人）、負傷者13人（前年26人）となっている。

第1表 令和6年中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る総事故件数及び人的被害

区 分	年・増減	令和6年	令和5年	増 減
		(イ)	(ロ)	(イ)-(ロ) (ハ)
事故件数 (件)		47	66	△ 19
	火 災	9	11	△ 2
	漏えい	36	51	△ 15
	その他	2	4	△ 2
死傷者数 (人)		14	27	△ 13
	死 者	1	1	0
	負傷者	13	26	△ 13

※「物質の反応によりガスや水蒸気等が噴出したもの」、「物質が付着したことにより受傷したもの」等の事故は、「その他」として計上している。

## 2 火災事故

### (1) 火災事故の発生及び人的被害の状況

令和6年中に発生した圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る火災事故の件数は9件（前年11件）で、人的被害は死者1人（前年0人）、負傷者0人（前年9人）となっている。

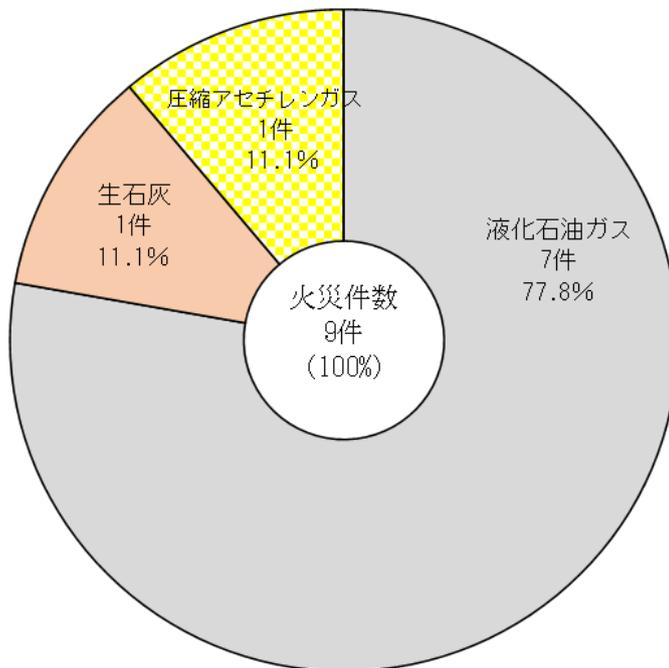
第2表 令和6年中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る火災事故件数及び人的被害

年・増減 区分	令和6年 (イ)	令和5年 (ロ)	増減 (イ)-(ロ) (ハ)
火災件数(件)	9	11	△2
死者(人)	1	0	1
負傷者(人)	0	9	△9

### (2) 火災事故の内訳

令和6年中に発生した圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る火災事故の内訳は、第1図のとおりである。

液化石油ガスによる事故が7件（77.8%）で最も多く、次いで、生石灰及び圧縮アセチレンガスによる事故がそれぞれ1件（11.1%）となっている。



第1図 圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る火災事故の内訳（令和6年中）

### 3 漏えい事故

#### (1) 漏えい事故の発生及び人的被害の状況

令和6年中に発生した圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る漏えい事故の件数は36件（前年51件）で、人的被害は死者0人（前年0人）、負傷者が9人（前年5人）となっている。

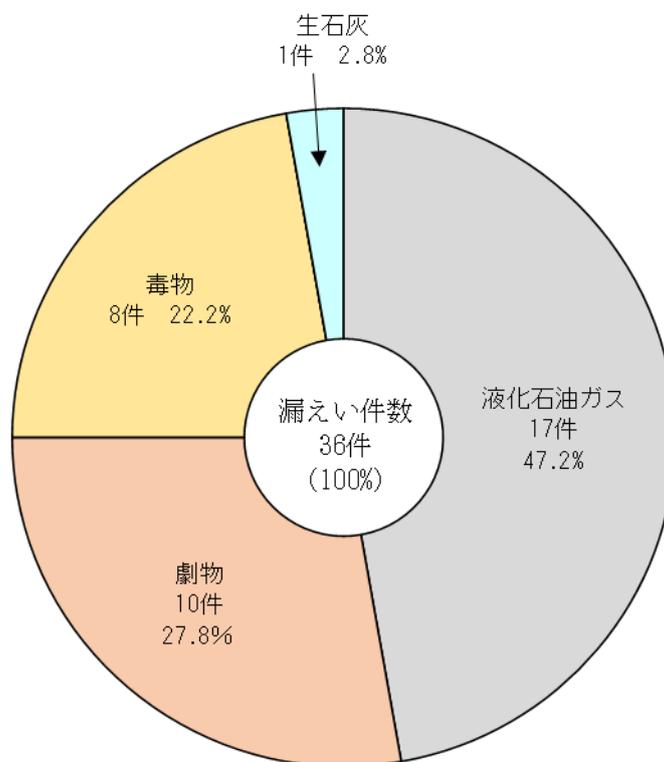
第3表 令和6年中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る漏えい事故件数及び人的被害

年・増減	令和6年	令和5年	増減 (イ)-(ロ) (ハ)
区分	(イ)	(ロ)	(ハ)
漏えい件数(件)	36	51	△ 15
死者(人)	0	0	0
負傷者(人)	9	5	4

#### (2) 漏えい事故の内訳

令和6年中に発生した圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る漏えい事故の内訳は、第2図のとおりである。

液化石油ガスによる事故が17件(47.2%)で最も多く、次いで、劇物による事故が10件(27.8%)、毒物による事故が8件(22.2%)、生石灰が1件(2.8%)となっている。



第2図 圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る漏えい事故の内訳（令和6年中）

- 別表第1 圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る火災事故件数（全国）
- 別表第2 圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る漏えい事故件数（全国）
- 別表第3 圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故の概要（全国）
- 別表第4 圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る届出数（都道府県別）

別表第1

圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る火災事故件数（全国）  
（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

物質の区分 発生件数等	物質の区分						計
	圧縮アセチレン ガス	無水硫酸	液化石油ガス	生石灰	政令別表第1 に定める毒物	政令別表第2 に定める劇物	
件数	1	0	7	1	0	0	9
死者	0	0	1	0	0	0	1
消防活動従事者	0	0	0	0	0	0	0
負傷者	0	0	0	0	0	0	0
消防活動従事者	0	0	0	0	0	0	0

注) この表は、消防法第9条の3の規定により、貯蔵又は取扱いに際して、あらかじめ消防長又は消防署長に届け出ることを要する物質（消防法第9条の3ただし書きの物質を一部含む。）に係る火災（爆発のみに留まったものを含む。）事故について調査したもので、その記載については次による。

- 1 自損行為に起因するものを含む。
- 2 死者の欄には、爆発・火災事故で48時間以内に死亡が確認された者の数を記載した。
- 3 死者及び負傷者のうち、消防職員及び消防団員については、消防活動従事者の欄に再掲した。

別表第2

圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る漏えい事故件数（全国）  
（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

物質の区分 発生件数等	物質の区分						計
	圧縮アセチレン ガス	無水硫酸	液化石油ガス	生石灰	政令別表第1 に定める毒物	政令別表第2 に定める劇物	
件数	0	0	17	1	8	10	36
死者	0	0	0	0	0	0	0
消防活動従事者	0	0	0	0	0	0	0
負傷者	0	0	1	1	5	2	9
消防活動従事者	0	0	0	0	0	0	0

注) この表は、消防法第9条の3の規定により、貯蔵又は取扱いに際して、あらかじめ消防長又は消防署長に届け出ることを要する物質（消防法第9条の3ただし書きの物質を一部含む。）に係る漏えい事故について調査したもので、その記載については次による。

- 1 自損行為に起因するものを含む。
- 2 死者の欄には、漏えい事故は初診時において死亡が確認された者の数を記載した。
- 3 死者及び負傷者のうち、消防職員及び消防団員については、消防活動従事者の欄に再掲した。

## 圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故状況調（全国）

（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

発生日	都道府県	物質名		届出有無 数量	事故の区分			死者数 従消防 活動者動	負傷者数 従消防 活動者動	事故概要	自然災害に よる
		物質名詳細	数量		火災	漏えい	その他				
1月3日	埼玉県	液化石油ガス		○ 600kg	○					台所のガステーブルにて調理中、未接続の元栓を開けたため、その元栓から出たガスが調理中の火に引火し出火したもの。	
1月5日	新潟県	液化石油ガス		○ 300kg		○				飲食店において、普通自動車が給湯器近くのガス配管に衝突、破損した配管からガスが漏えいしたもの。	
1月12日	岐阜県	液化石油ガス		○ 900kg			○	2		陶磁器の焼成炉（還元焼成）を年末年始で1週間以上停止させていて、年始最初の点火をしたところ不完全燃焼を起こし発生した一酸化炭素が炉の外部へと漏れ、点火の作業者が吸込み負傷したもの。負傷者は倒れた1名と救助しようとして喉の痛みを訴えた1名の計2名。	
1月19日	兵庫県	政令別表第1に定める毒物	シアン化銀カリウム	○ 100kg		○		1		工場内で銅板にメッキ加工を行う装置の清掃作業をしていた際、なんらかの原因で装置が作動したことで、シアン化銀カリウム溶液が噴き出し体に浴びた。	
1月23日	新潟県	圧縮アセチレンガス		× 60kg	○					工事現場に設置された圧縮アセチレンガス容器の調整器と連結金具の締め付け不良によりガスが漏れ、近くに置かれたストーブが熱源となり火災が発生したもの。	
1月26日	群馬県	政令別表第1に定める毒物	ふっ化水素	○ 90,000kg		○		2		ふっ化水素貯槽の設置工事中、既設ふっ化水素配管との接続時、固定配管に荷重がかかり、フランジ接続部から微量のふっ化水素が漏れ出したもの。当該工事の作業員2名がふっ化水素吸入の疑い。	
1月26日	千葉県	液化石油ガス		○ 600kg		○				常圧蒸留装置のLPGとナフサを分離する工程中の分離後LPGガスのコンプレッサー出口側2インチ配管からLPGガスが漏れ出したもの。	
1月29日	埼玉県	政令別表第2に定める劇物	硫酸	○ 40,480kg		○				温度計の故障により、ニトロ化反応原料（硫酸、硝酸、中間原料）の仕込み段階で、反応タンクの温度が正しく表示されておらず、タンクの温度及び圧力が上昇したため、反応液が流出したもの。	
2月1日	岐阜県	液化石油ガス		○ 400kg		○				他工事（外構工事）業者が掘削中に、重機で埋設ガス配管を引っ掛け損傷させたため、ガスが漏れ出した。	
2月2日	福井県	液化石油ガス		○ 500kg		○				施設解体に伴い、地上式LPガスバルク貯槽を重機で掘り移動させたところバルク貯槽上部を破損し、残っていたプロパンガスが漏れ出したもの。	
2月3日	愛知県	液化石油ガス		○ 500kg	○					屋外にあるガス配管をグラインダーで切断した際に液化石油ガスが漏れ出し、切断時に発生した火花で引火して、エアコン室外機配管カバー及び雨樋が焼損したもの。	
2月4日	東京都	液化石油ガス		○ 400kg	○					屋外の飲食店敷地内に設置されていた液化石油ガスのボンベから、液化石油ガスが漏れ出し、使用していた給湯器から引火し爆発したもの。	
2月6日	静岡県	液化石油ガス		○ 400kg		○				自動車の単独事故により、LPG供給設備に衝突し、ガスが漏れ出したもの。	

発生日	都道府県	物質名		届出有無	数量	事故の区分			死者数	負傷者数	事故概要	自然災害による
		物質名詳細	数量			火災	漏えい	その他				
3月5日	山口県	政令別表第1に定める毒物	ふっ化水素	○	20,000kg		○				除害装置につながる仕切弁が緩んでいたことにより、本来送液されることのない除外装置に送液され送風機から蒸気が発生したものの。	
4月4日	京都府	液化石油ガス		×	400kg		○				L P ガス貯蔵庫内の供給管ドレン用バルブ部からガスが漏えいしたものの。	
4月11日	福島県	政令別表第2に定める劇物	塩化第二錫 (SnCl4)	○	16,000kg		○			1	工場内で蒸留工程中にテフロン製蛇腹ホースが破裂して塩化第二錫が漏えいしたものの。作業員1名が負傷(目の痛み)した。	
5月10日	神奈川県	液化石油ガス		○	1,400kg		○				石油精製業敷地内高圧輸送配管から何らかの原因でブタンが漏えいしたものの。	
5月20日	山口県	政令別表第1に定める毒物	ふっ化水素	○	20,000kg		○			1	電解槽の内部点検のためバルブを開放したところ、ふっ化水素の蒸気が上がり解体作業中の作業員の左腕にかかり受傷したものの。	
5月29日	熊本県	液化石油ガス		○	300kg			○		2	保育園の給食室で起きた一酸化炭素中毒事故。給気側フィルターの目詰まりと換気フードの清掃不足により室内の換気が不十分となり職員2名が負傷したものの。	
6月1日	愛媛県	生石灰		×	25,000kg		○			1	貯蔵タンクにタンクローリー内の生石灰(酸性カルシウム)を注入作業中、貯蔵タンク上部の排気口からオーバーフローした生石灰を全身に浴び、顔面及び眼球を負傷したものの。	
6月6日	茨城県	政令別表第2に定める劇物	アンモニア	○	200kg		○			1	工場の建屋脇に設置されているアンモニアの50kgポンペを交換作業中、作業員がバランスを崩し当該ポンペの開閉バルブを誤操作してしまったことによりアンモニアが噴出漏えいし、作業員の男性1名が受傷した。	
6月14日	茨城県	液化石油ガス		○	300kg		○				共同住宅に設置された液化石油ガス貯蔵庫内の配管ジョイント部から漏えいしたものの。	
6月17日	大阪府	政令別表第1に定める毒物	無水フッ酸	○	9,800kg		○				ISOコンテナからタンクへ充てん後、通常はISOコンテナの圧抜きガスはタンクを通り、排ガス洗浄設備に流れるようになっているが、タンクのサンプリングラインが縁切りされておらず、更新工事中でバルブの取り付けが不完全な状態であったため、その部分から無水フッ酸が漏えいしたものの。	
6月18日	岡山県	政令別表第2に定める劇物	塩化水素	○	2,500kg		○				貯蔵建屋から白煙が流出しているのを付近の従業員が発見し、漏えいを覚知する。事後調査の結果、ポンペと配管接続部で漏れが確認される。	
6月19日	長野県	液化石油ガス		○	1,500kg		○				ガス焼き機の排気ダクト内に吸引された火の粉が、同ダクト内に蓄積した繊維屑に着火するとともに、ダクト上部に堆積した繊維屑にも着火し、水道水を使い消火したが、その火の粉が壁内部に詰められていた、わら材に飛び火し、無煙燃焼継続後に発火したものと推定。鉄骨造1階建て工場、延べ面積946.86㎡の壁約19.6㎡及びガス焼き機の排気ダクトを焼損。	
6月24日	茨城県	政令別表第2に定める劇物	アンモニア	○	1,361kg		○				アンモニア冷凍機組立時に配管接続部のねじ込み角度が悪く、斜めにねじ込んだため、正しくフェルールが配管に食い込まなかったことから、運転の振動で当該部位が緩み漏えいしたものの。	
7月1日	三重県	政令別表第2に定める劇物	アンモニア	○	5,828kg		○				工場1階製造室のアイスクリームフリーザーから、アンモニアガスが工場内に漏えいしたものの。	
7月3日	岡山県	政令別表第2に定める劇物	塩化水素	○	2,500kg		○				作業中の従業員が異臭により漏えいを覚知する。貯蔵場所と消費設備間の屋外配管のフランジパッキンが劣化し漏えいしたと思われる。	

発生日	都道府県	物質名		届出有無 数量	事故の区分			死者数 従消防事 活動者動	負傷者数 従消防事 活動者動	事故概要	自然災害 による 事故
		物質名詳細			火災	漏えい	その他				
7月18日	栃木県	液化石油ガス		○ 400kg		○		1	共同住宅に設置された液化石油ガスのボンベに普通乗用車が衝突し、ガスが漏えいした。普通乗用者の運転手1名が衝突が原因で負傷した。		
8月6日	神奈川県	液化石油ガス		○ 300kg		○			何らかの原因によりエチレン製造施設の冷媒管からブタンガスが漏えいした。		
8月8日	山口県	政令別表第2に定める劇物	硫酸	○ 5,000,000kg		○			硫酸タンク配管設置作業の足場を撤去中、配管フランジ部が破損し硫酸が僅かに漏えいした。		
8月9日	神奈川県	政令別表第1に定める毒物	アンモニア	○ 20,000kg		○			地震により液化アンモニウムの配管にずれが生じ、フランジ部分からガスが漏えいした。	○	
8月13日	神奈川県	液化石油ガス		○ 300kg		○			共同住宅敷地内に保管しているLPGボンベをガス供給会社がボンベ交換作業中に、作業を誤りガスが漏えいした。		
8月19日	福岡県	液化石油ガス		○ 500kg		○			軽自動車の単独事故により、共同住宅敷地内に設置してあるLPGボンベ庫に衝突、配管からガスが漏えいした。		
9月16日	東京都	液化石油ガス		○ 980kg		○			飲食店の厨房内に設置してある業務用ガス炊飯器を使用する際、ガスホースの自在型ソケットがガスの元栓に十分接続されていないまま使用したため、プロパンガスが漏えいし引火した。		
10月15日	神奈川県	液化石油ガス		○ 300kg		○			何らかの原因によりアルキレーション製造装置の蒸留塔配管から液化石油ガスが漏えいした。		
10月19日	愛知県	液化石油ガス		○ 400kg		○			飲食店において、厨房で使用している液化石油ガスが何らかの事由により漏えいしたため、営業準備のために従業員がつけていたガスレンジのオープン火種に着火し出火に至った。		
10月26日	神奈川県	液化石油ガス		○ 300kg		○			何らかの原因によりアルキレーション製造装置からブタンガスが漏えいした。		
11月2日	山口県	政令別表第2に定める劇物	硫酸(70%水溶液)	○ 483kg		○			硫酸タンク液出口配管の短管割れにより漏えい。		
11月2日	静岡県	液化石油ガス		○ 400kg		○			共同住宅に設置された液化石油ガスのボンベ8本が風水害により転倒し、漏えいする。負傷者等はなし。	○	
11月6日	神奈川県	液化石油ガス		○ 300kg		○			何らかの原因によりアルキレーション製造装置の熱交換器入口配管から液化石油ガスが漏えいした。		
11月23日	島根県	液化石油ガス		○ 980kg		○			バルク貯槽プロテクタ内蒸発器付近よりガスが漏えいした。		
11月27日	東京都	生石灰		× 500kg		○			屋外の工事現場内で保管されていた生石灰が雨水と発熱反応したため、生石灰を包んでいたビニールシートに着火し焼損した。		

発生日	都道府県	物質名		届出有無	数量	事故の区分			死者数	負傷者数	事故概要	自然災害による事故
		物質名詳細				火災	漏えい	その他				
11月29日	神奈川県	政令別表第1に定める毒物	アンモニア	○	50,000kg		○				毒劇物施設建物内において、アンモニア容器の安全弁を破損させアンモニアが漏えい。	
11月29日	愛知県	液化石油ガス		○	2,830kg	○		1			工場内に設置されている炉が爆発し、作業員1名が死亡する。	
12月7日	新潟県	政令別表第1に定める毒物	ふっ化水素	○	30kg		○			1	チタン製品製造過程で使用した廃液（ふっ化水素と硝酸の混合液）を中和処理する施設の配管から漏えい、確認中の作業員が廃液に触れ負傷したもの。	
12月10日	福島県	政令別表第2に定める劇物	硫酸	○	6,000,000kg		○				硫酸移送用配管の更新工事中、工事配管内の残液を仮受けする貯槽を設けたが、当貯槽の液抜きバルブを閉め忘れていたため、仮受けした残液が地上へ漏えいした。	

## 別表第4

圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る届出数（都道府県別）

（基準日：令和6年3月31日）

	圧縮 アセチレンガス	無水硫酸	液化石油 ガス	生石灰	政令別表第1に 定める毒物	政令別表第2に 定める劇物
北海道	2,097	97	18,051	352	86	349
青森県	382	47	6,250	158	74	167
岩手県	588	452	11,548	94	64	105
宮城県	451	16	12,687	59	42	164
秋田県	354	10	5,128	86	43	80
山形県	447	19	4,718	23	67	50
福島県	2,316	68	11,741	35	75	363
茨城県	798	332	21,752	462	188	659
栃木県	426	28	12,918	82	76	179
群馬県	1,334	31	15,468	37	77	243
埼玉県	935	40	29,079	336	143	460
千葉県	1,107	145	12,169	239	120	362
東京都	730	2	7,805	288	477	1,927
神奈川県	2,048	69	21,777	186	202	460
新潟県	1,246	53	6,199	47	87	309
富山県	750	11	4,567	18	68	250
石川県	129	10	11,067	11	52	108
福井県	915	31	4,689	16	61	206
山梨県	253	12	8,115	27	23	32
長野県	2,379	35	15,432	127	103	163
岐阜県	1,097	33	20,369	31	38	232
静岡県	1,711	104	24,481	37	101	414
愛知県	1,047	87	42,327	83	299	906
三重県	1,009	30	15,928	20	111	297
滋賀県	681	17	6,706	27	88	192
京都府	578	18	4,525	14	44	133
大阪府	1,322	60	10,716	44	290	840
兵庫県	1,661	40	14,125	56	207	615
奈良県	166	6	4,084	10	13	53
和歌山県	617	28	5,316	14	24	148
鳥取県	475	5	3,332	15	9	36
島根県	452	14	2,968	44	3	32
岡山県	917	66	11,427	78	69	215
広島県	1,285	67	18,928	115	53	300
山口県	599	71	7,705	111	117	257
徳島県	244	38	5,463	11	37	181
香川県	115	17	8,628	16	81	208
愛媛県	303	17	13,606	16	32	208
高知県	280	6	4,662	67	70	93
福岡県	1,816	24	23,555	94	105	888
佐賀県	853	10	4,437	96	74	88
長崎県	329	6	6,337	222	67	144
熊本県	541	13	5,565	104	39	80
大分県	112	11	7,577	60	33	84
宮崎県	216	10	2,988	42	15	73
鹿児島県	428	26	11,167	105	48	87
沖縄県	1,431	2	5,731	5	3	5
全国	39,970	2,334	533,813	4,220	4,198	13,445